公益社団法人　日本馬術連盟公認(カテゴリ★)

第 52 回　兵庫県新春馬術大会
実　施　要　項

1. 主催　公益財団法人　兵庫県馬術連盟
2. 期日　令和 9 年1月 9 日(土)･10 日(日)
3. 会場　三木ホースランドパーク　三木市別所町高木　　TEL.0794-83-8110(代)
4. 実施種目

(1)障害飛越競技(屋外競技場)

期日	競技 No.	公認	実施種目	基準及び規定
1 月 8 日 (金)	01		フレンドシップ (H100W120 以下)	70 秒間の自由飛越
1 月 9 日 (土)	1	○	中障害飛越 D Ⅰ (H110W130 以下:個数 13 以下)	J.E.F.MD:normal JEF220.2.1.1;基準A
	2	○	中障害飛越C Ⅰ (H120W140 以下:個数 13 以下)	J.E.F.MC:normal JEF220.2.1.1;基準 A
	3	○	中障害飛越B Ⅰ (H130W150 以下:個数 13 以下)	J.E.F.MB:normal JEF220.2.1.1;基準A
	4		小障害飛越A Ⅰ (H100W120 以下:個数 13 以下)	J.E.F.LA:normal JEF220.2.1.1;基準A
	5		小障害飛越C (H80W100 以下:個数 13 以下)	J.E.F.LC:normal JEF220.2.1.1;基準A
	6		クロス障害飛越 (H60W80 以下:個数 13 以下)	ローカル規定 基準タイム方式;基準A
1 月 10 日 (日)	7	○	中障害飛越D Ⅱ (H110W130 以下:個数 13 以下)	J.E.F.MD:normal JEF220.2.1.1;基準A
	8	○	中障害飛越C Ⅱ (H120W140 以下:個数 13 以下)	J.E.F.MC:normal JEF220.2.1.1;基準 A
	9	○	中障害飛越B Ⅱ (H130W150以下:個数 13 以下)	J.E.F.MB:normal JEF220.2.1.2;基準A
	10		小障害飛越A Ⅱ (H100W120 以下:個数 13 以下)	J.E.F.LA:normal JEF220.2.1.1;基準 A
	11		ジムカーナ	ローカル規定 基準タイム方式;基準C
	12		小障害飛越B (H90W110 以下:個数 13 以下)	J.E.F.LB:normal JEF220.2.1.1;基準A
	13		小障害飛越D (H70W90 以下:個数 13 以下)	JEF220.2.1.1;基準A

注

1　第6競技及び第 11 競技は、競技場内に指導者の徒歩での立ち入りを可とする。

2　第 11 競技は、指導者による引馬を可とする。

（2）馬場馬術競技（屋内競技場）

期日	競技№	実　施　種　目	基　　準
1月9日（土）	1	馬場馬術2C(1)	JEF第2課目C2022
	2	馬場馬術2B(1)	JEF第2課目B2022
	3	馬場馬術BC(1)	JEF第1課目 2022
	4	パラドレッサージュⅠ	FEIパラ馬場馬術種目 スペシャルオリンピックス種目
	5	馬場馬術3A(1)	JEF第3課目A2022
	6	馬場馬術第4A(1)	JEF第4課目A2022
	7	チャレンジ・ドレッサージュⅠ （20×60）	ご希望の経路を選択 （表彰は無し、審判員は配置）
1月10日（日）	8	馬場馬術4A(2)	JEF第4課目 A2022
	9	馬場馬術3A(2)	JEF第3課目 A2022
	10	チャレンジ・ドレッサージュⅡ （20×60）	ご希望の経路を選択 （表彰は無し、審判員は配置）
	11	パラドレッサージュⅡ	FEIパラ馬場馬術種目 スペシャルオリンピックス種目
	12	馬場馬術2C(2)	JEF第2課目C2022
	13	馬場馬術2B(2)	JEF第2課目B2022
	14	馬場馬術BC(2)	JEF第1課目 2022

注　チャレンジ・ドレッサージュⅠは、8日（金）午後に行うことがある。

5. 参加資格

（1） 公認種目への出場

① 選手は日本馬術連盟会員でB級以上の騎乗者資格を有していること。

② 馬匹は日本馬術連盟に登録済みで、障害競技においては**グレード申請**が完了していること。なお、公認競技への出場を除き参加人馬の日本馬術連盟への登録の有無は問わない。

（2） 参加選手は、必ず何らかの傷害保険に加入していること。

（3） 参加選手は、必ず健康保険証もしくはそのコピーを持参し身につけていること。

6. 競技上の規定

（1） 同一種目に対しては同一人馬の出場は1回限りとする。

（2） 障害飛越競技においては、同一馬の出場回数の制限は行わない。（公認種目は除く）

（3） 馬場馬術種目においては、同一馬は同一種目に騎手を替えて2回まで出場できる。ただし、先通しとしての指導者のオープン出場がある場合は3回までの出場を認める。

（4） 馬場馬術競技は屋内競技場で、障害飛越競技は屋外競技場で同時進行で実施する。

（5） 出場申し込みが1人馬のみの競技種目がある場合は、障害飛越競技については実施しない。ただし、馬場馬術競技については演技を認める。
（6） 馬場馬術競技においては、鞭の使用、折り返し手綱等の馬装、拍車の着装は自由とする。ただし、虐待に係わるものは許可しない。
（7） パラ種目については、希望の課目を申し出ること。演技種目の経路表を申込と同時に提出すること。また、必要であればプロンプターを配置することができる。
（8） チャレンジ・ドレッサージュにおいても、選手の服装は規定に則ったものとし、演技課目は今大会で実施しない20m×60mのアリーナで行う課目とする。ただし、自由演技は除外する。チャレンジ・ドレッサージュⅠは、9 日のエントリー数により、8 日（金）午後に行うことがある。
（9） 非公認の障害飛越競技において、先通しのために指導者が出場する場合に限り、オープン参加料となる。（指導者のみの参加はオープンだが通常の出場料とする）。
（10） ジムカーナー、クロス障害および小障害 D において初心者参加のために指導者が先通しを行う場合に限りオープン出場を認め、参加料は無料とする。
（11） クロス障害、ジムカーナーは日程の都合によりインドア競技場で実施することがある。
（12） クロス障害は 3 反抗失権とし、障害減点が同じ場合は基準タイムとの差が小さい人馬を上位とする。なお、タイム減点に関する規定は適用しないが、所要タイムが基準タイムの 2 倍を超えた場合は失権となる。
（13） ジムカーナーは、基準タイムと所要タイムの差が小さい人馬を上位とする。

7. 褒賞
（1） 入賞は、各競技出場数の上位25％（端数切り上げ）とし最大 8 位まで表彰する。出場数が 8 人馬以下の場合も3位まで表彰する。ただし、馬場馬術競技では平均得点率が 45％未満の場合は対象としない。
（2） 各競技3位までの入賞者に特製メダルを、上位 25％内で8位までの入賞馬に馬リボンを贈る。
（3） 公認種目、ジムカーナー以外のすべての種目において少年選手が 2 名以上出場する場合は、「少年班」と「成年班」に分けて表彰する。
（4） 満年齢 65 歳以上の出場選手には申告に基づき「Masters Award」賞を贈る。参加人馬名簿欄に「M」を記入すること。
（5） 馬場馬術競技において、出場者が1名のみの場合は「参加記念章」を贈る。
（6） すべての馬場馬術競技及び非公認の障害飛越競技にプロ指導者が「先通し」としてではなく出場する場合もすべてオープン参加とし、表彰の対象とはしない。
（7） **非公認種目は、表彰対象者を明確にするため、エントリー時にプロ・成年・少年の区別を必ず入力のこと。**

8. 審査規定
日本馬術連盟競技会規程最新版による。一部ローカル規定を用いる。

9. 参加料

区分			金額
参加馬登録料(1 頭につき)			15,000 円
出場料(1 馬 1 種目 1 回につき)	馬場馬術競技		11,000 円
	障害飛越競技	公認種目	12,000 円
		フレンドシップ	7,000 円
		非公認種目で下記以外	9,000 円
		クロス障害及びジムカーナー	5,000 円
		クロス障害及びジムカーナーへの指導者のオープン参加	無料
変更料	エントリー受付締切後の騎手または馬の変更		5,000 円
	エントリー受付締切後の追加出場		規定出場料＋5,000 円
	種目変更(1 回につき)		7,000 円

注　参加料は申込と同時に指定の口座に振り込むこと。振り込みが確認できない場合は参加を認めない。なお、納入済みの参加料は主催者の都合による場合以外は返還しない。

10. 申込開始日時、期限および申込方法

(1) システムでのエントリーが初めての場合は、事前に団体のユーザー登録申請を行ってください。団体承認確認メールとエントリー手順が届きます。登録完了までに 2～3 日要する場合もありますので余裕を持って登録申請してください。

(2) 11 月 13 日(金)からシステムでのエントリー登録が可能になりますので、手順に従って、エントリー登録、選手登録、馬匹登録、入厩届・夜間利用申請書の作成を行ってください。

(3) **エントリーの確定をしたあとの追加・変更はシステムではできませんので、兵庫県馬術連盟までメールでご連絡ください。** e-mail:hyogobaren@clock.ocn.ne.jp

(4) 締切りは 11 月 23 日(月)といたします。年末年始休暇を挟むため、準備の都合上、期限を厳守のこと。

ホームページの URL	ログインアドレス
https://www.hyogobaren.jp	https://entry.hyogobaren.jp

(5) エントリー登録と同時に参加料を下記までお振込みください。

金融機関名　　日新信用金庫　ひよどり台支店
口座の種類　　普通
口座番号　　0266419
口座名義　　公益財団法人　兵庫県馬術連盟

11. 障害飛越競技の追加エントリーについて(重要)

追加エントリー・種目変更については前日の指定した時間までは受付けるが、その際、追加選手の出場順番については主催者側で決定します。基本的なルールは、追加の申込のあった選手から順番に、正規プログラムにてあらかじめ決められた出場番号 1 番の選手の前に出場することとし、以降、追加申込があった選手についてはどんどん前の出番(若い番号)となります。

(例)追加が 3 選手あった場合
1 (プログラムに記載のある既存の選手)・・この選手の実際の出番は 4 番となります。
01(最初に追加の申請があった選手)・・この選手の実際の出番は 3 番となります。
02(2 番目に追加の申請があった選手)・・この選手の実際の出番は 2 番となります。

03(3 番目に追加の申請があった選手)・・この選手の実際の出番は 1 番となります。

＊兵庫県馬術連盟では働き方改革を推進中です。補助員等の作業効率を上げるため皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

12. 入厩および退厩

(1)入厩

① 入厩は1月 8 日(金)午前9時以降随時とする。ただし夜間の入厩は事故防止のため禁止する。

② 入厩と同時に待機中の獣医師に健康手帳を提示し、獣医師のチェックを受けた後、運動が可能となります。

③ 入厩馬は、別添の『三木ホースランドパーク入厩条件』を遵守のこと。

④ 1 月 8 日以前の入厩を希望する場合は直接三木ホースランドパーク馬事部にお申し出ください。

(2)退厩

① 退厩は随時とするが、1月 10 日(日)午後6時までに完了すること。

② 大会本部にて登録証、健康手帳を受領し退厩すること。手帳の受領を忘れた場合は着払いにて郵送します。

③ 退厩に際しては馬房ならびにその周辺を清掃し、馬糞および湿った敷き料は所定の場所に投棄、残った敷き料は馬房の中央に積み上げること。

④ 敷き料は大会本部で準備するが、馬糧の斡旋はしない。

13. 服装・馬装

服装及び馬装は日本馬術連盟競技会規程最新版の定めるところによる。

14. その他

(1) 大会本部は、1月 8 日(金)午前9時より、10 日(日)午後5時30分まで屋内競技場1F競技運営本部事務室に開設する。

(2) 打ち合わせ会は1月 8 日(金)午後4時より、事務棟2F会議室にて行う。

(3) 人馬の事故に対しては応急処置はするも、その責は負わない。

(4) 参加選手は、メディカル・カードを身につけていること。

(5) ホースマネージャー夜間休憩所の利用を希望する団体は、申し込みと同時に、別紙「夜間利用申請書」を提出すること。

本大会事務局
651-1106 神戸市北区しあわせの村 1 番 4 号
公益財団法人 兵庫県馬術連盟
TEL.078-743-1147 FAX.078-741-3234
e－mail:hyogobaren@clock.ocn.ne.jp
担当者:松井 久子
(非常勤のためメールでお問い合わせください)

【重要なお知らせ】

当連盟主催・主管のすべての競技会に参加される選手は、競技会参加の申し込みをもって氏名、馬匹名、所属団体、成績及び写真を他の選手、関係者、一般の馬術愛好者に公表し、公益財団法人兵庫県馬術連盟のホームページ、並びに公益社団法人日本馬術連盟の会報誌、ホームページ等に掲載することに同意されたものといたしますのでご了承ください。また、18 歳未満の選手の参加については保護者の承諾を得ているものとみなします。

《参考》

三木ホースランドパーク入厩条件

（公財）三木山人と馬とのふれあいの森協会
三木ホースランドパーク
（令和 6 年 1 月 1 日改定）

当協会の施設に入厩する馬匹は、下記の条件を満たしてください。

【1】衛生条件

1 入厩前の滞在場所に馬インフルエンザ感染馬がいる場合は、当該施設からの入厩は許可しない。

2 競技場入厩の 1 週間前から極力馬の移動を控え、入厩直前に発熱、咳や鼻水などの臨床症状がないことを確認すること。

【2】入厩条件

1 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。

・馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明

・基礎免疫として、初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・60 日以下の間隔で 2 回目のワクチン接種が実施されていること

・補強接種については、基礎接種（2 回目）から、6 ヶ月＋21 日以下に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以下に継続的に補強接種を行っていること。

・入厩する 6 ヶ月＋21 日以下に補強接種または基礎接種（2 回目）を行っていること。

・入厩する前 1 週間以下のワクチン接種は接種歴として認められない。

・輸入馬は、輸入後に基礎接種から始めることが望ましい。獣医師が書面により輸入前の接種歴を証明し、接種歴のコピーが添付されている場合は接種歴として認める。

2 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中（3 ヵ月）の馬匹は入厩できない。

3 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前 1 週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師の検査を受けること

4 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹸等で消毒すること。

【経過措置】

1 2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬について

① 2 回目の基礎接種の間隔が 2 週間以上 2 ヶ月以下であれば可とする。

② 基礎接種後の最初の補強接種が 1 年以下であれば可とする。

2 2024 年 1 月 1 日以前に基礎接種を完了している馬について

① 2 回目の基礎接種の間隔が 21 日以上・2 ヶ月以下であれば可とする。

② 基礎接種後の最初の補強接種が 7 ヶ月以下であれば可とする。

3 その他、過去の履歴において本条件に定める要件を満たしていなくとも、その当時に軽種馬防疫協議会が定めていた要件を満たしていれば可とする。

以上